平成２７年（フ）第２４３号
栃木県宇都宮市若草３丁目４番３号　ガーデンハイツＢ101
債務者　湯澤　久美
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５６号
栃木県さくら市押上165番地24、前住所栃木県大田原市富士見１丁目3910番地25
債務者　鈴木　金六
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４号
栃木県佐野市大祝町2274番地２
債務者　横塚　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２８８号
静岡市葵区古庄４丁目１番18―302号
債務者　杉山　昌嗣
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９４号
静岡県藤枝市城南１丁目６番地の11
債務者　鮫島　英明
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９６号
東京都小平市回田町55番地の10ハイツイアパイルＢ―101
債務者　西山　聡子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１３号
静岡県袋井市旭町１丁目18番地の７、前住所静岡県袋井市浅名94番地　メゾンドパストラルＢ203号
債務者　シノハラ　オガタ　カロリナ　アカリ（旧姓イド）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
愛知県岡崎市宇頭南町７番地20シティハイムシバタ203、前住所愛知県岡崎市上里１丁目３番地４上里ハイメゾン201
債務者　磯貝　義治
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第５５号
福岡県柳川市三橋町柳河140番地１
破産者　株式会社ＫＣソイル基工
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
神奈川県厚木市長谷260番地57
破産者　野田精機株式会社
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８５号
群馬県太田市小舞木町524番地３
破産者　有限会社サンコー部品
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６５６号
名古屋市千種区内山３丁目18番10号
破産者　株式会社円福
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３０８号
名古屋市緑区太子２丁目24番地の２
破産者　株式会社西川製菓
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１６７号
大阪市中央区南新町１丁目３番８号
破産者　株式会社ハセガワフーズ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５号
北九州市若松区南二島２丁目17番14号
破産者　有限会社長住工務店
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７５号
佐賀市水ケ江２丁目６番２号
破産者　株式会社森本商店
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
秋田県能代市河戸川字大須賀74番地１
破産者　株式会社平川企画
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部